

## 追加資料

個別施設計画策定に伴う「施設の方針」必須記載項目の作成に係る質疑・回答について

H29.6.23 現在

- Q 1. 公園の東屋や小規模施設も個別計画の対象とするのか。  
→公共施設等総合管理計画に掲載されている建物としますので、対象とします。  
東屋については、サービス評価は対象外となります。
- Q 2. 個別施設計画等により、方向性を既に出している施設については、これを優先し「方向性の結果」を記入して良いか。  
→良い。
- Q 3. 町への使用料等の収入は、サービス評価点の算出に考慮されないことでよろしいか。  
→本計画は、今後の町の財政負担に関することがメインであるため、町への使用料収入は考慮することとします。サービス評価の計算シートを修正します。